

資料名 「これって『けんり』？これって『ぎむ』？」（東京書籍 5年 65p 「法やきまり、けんりとぎむ」）

1. 本教材について

▼本教材は大きく二つに分かれている。前半は 簡単な事例を4つ（①～④）あげて、どんなことが権利と義務にあたるのか説明している。この部分をAとする。後半（p68, 69）は、あるクラスの学習発表会についての話し合いの場面で、この具体例によって「ちょっと複雑な『けんり』と『ぎむ』を考えてみよう」とよびかけている。この部分をBとする。本指導案ではA、B各1時間で授業を行う。

▼本教材Aでは、身近なことを「権利」と「義務」という言葉を使って考えようとしている。通常小学生が余り使うことのない言葉を使って考えるのは難しい。しかし、「権利」とか「義務」という言葉は今後社会科などでも使われる言葉なので、言葉の本来の意味を踏まえながら。「権利」という根拠は何か、「義務」という根拠は何かということを含めて吟味していきたい。

▼権利という言葉は「ある利益を主張し、これを享受することのできる資格」（大辞林 三省堂）、「一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、法律が一定のものに賦与する力」（広辞苑 岩波書店）という意味で使われる。本教材でも同じである。

▼①のケースについて

「あなた」は本の持ち主なので、その本の扱いについては自由に決める「権利」がある。貸すのも自由だし、返してという「権利」もある。「持ち主」という資格があるからだ。貸すとか返すという関係だとあいまいになってわかりにくければ、AさんがBさんにものを売ったと考えて欲しい。AさんがBさんに代金の支払いを請求するのは「権利」である。この「権利」が保障されないと商売は成り立たない。当たり前のことだが、Aさんの「権利」を尊重するのはBさんの「義務」だ。

▼②, ③, ④のケースについて

権利を持っているのが2人以上の場合はどうだろうか。一つのゲームを兄弟で使う場合は、兄弟なのだからあうんの呼吸で済むかもしれないが、学校の生徒全員が対象だとそうはいかない。校庭では、その学校の生徒ならだれでも自由に遊ぶことができるし、学校のボールを自由に使って自由に遊ぶこともできる。その学校の生徒という資格があるからだ。それは生徒の正しい要求、すなわち権利である。ただ、校庭ですべての生徒が自由に遊ぶことができるかどうかは、わからない。すべての生徒が自由に遊ぼうとすると、窮屈だったり、遊び方によっては危険だったりするかもしれない。またけんかになって勝ったものだけが遊べることになってしまうかもしれない。そこで、ルールを作ることになる。ルール作成にあたっては、年齢に応じて子どもの参加が必要になるし、参加に際しては対等性、平等性の保証が前提である。ルールの導入によって制約が生まれるが、その制約を皆が受け入れるにかわりに子どもたちの「校庭で遊ぶことができる」という権利が保障されるのである。この場合は、ルールが有効であるためには皆がこのルール守る必要がある。

▼学校には「権利」を余り強調しない傾向がある。「権利がある」ということは、好き勝手にする、と同義ではない。「グラウンドを使う権利」「ボールなどの用具を自由に使う権利」などがあることを、まずはルールに書くことが必要である。

▼教材Aが例として挙げている「権利」は、広辞苑等が定義しているように資格や、法律が力を賦与することが必要である、ということを含んでいる。そのため普遍的に認められるものではない。状況に応じて認められたり認められなかったりするのである。しかし人間には、人間というだけで生まれながらに持っている権利がある。「基本的人権」とよばれるものである。人間だというだけで他に資格も、法律に力を

付与される必要もない普遍的な権利である。基本的人権については6年生で学習するのでここでは、そういう権利の存在に気づいてもらえるような問いかけをすることにとどめたい、

▼教材にもあるように「人が生きていくうえで『けんり』はとても重要である（p.66）」。「このことを具体的に理解するために参考3に掲載した9の権利—あなたはどの権利が一番重要だと思いますか—」を行うことを提案したい。このエクササイズを行い、権利の重要性を具体的に理解するとともに一人一人が様々な価値観を持っていることを理解した上で、教材Bに進んでほしい。

▼Bは、要点のつかみにくい内容である。メインキャストは10人とされているが、村田さんだけを推薦する声が出て、村田さんが「都合が悪い」というと「自分勝手」という声が出ている。このままではクラス全体の雰囲気の中で村田さんにメインキャストが押し付けられてしまいかねない。まるで同調圧力を期待しているような展開になっている。後述する「学習指導要領特別活動編解説」が懸念する通りである。

▼したがって、教材Bを生徒とともに読み込んでいくにあたっては、まずは村田さんへの同調圧力がかけられないようにしていくことが重要である。

▼Bにはいくつかの前提がある(参考1)。前提は変えることはできないか、まず吟味したい。その上で、たとえば練習日を他の日に移すことはできないのかなど、「皆が参加しやすいやり方」を検討したい。

2. 本教材を扱う際に、特に注意すべきと考えたこと

▼教材Aの4事例を扱う際は、何が「権利」で、何が「義務」なのかを、子どもたちとともに確認したい。

▼教材Bには「村田さんとクラス全体、それぞれの『けんり』と『ぎむ』はなんだろう」「学習発表会を成功させるために、クラスみんなにとって大事なことはなんだろう」というまとめの問いがある。「クラス全体」の「けんり」や「ぎむ」は、いつどのように確認されたのだろうか。教材Bを読む限りでは、クラス全体の権利は何かを確認する場面はない。「クラスの権利」が吟味なしで優先されるようなことは避けたい(下記学習指導要領解説編参照)。

▼メインキャストの一人に村田さんを推薦する意見はあったが、村田さんは断っているし、少なくとも一人は村田さんの意見に同情的である。村田さんが断ったことについて出た「自分勝手」という声は、挙手をして言った意見でもないようだ。この流れも押さえておきたい。

▼最後の、学級委員の田中さんの発言は、取りようによっては、メインキャストの10人がすでに決まっているように聞こえるが、教材Bを読む限り誰も決まっていない中で村田さんの名前だけが出てきている。田中さんのまとめが、クラスの権利を前提にしているように聞こえることにも注意したい。

▼学習指導要領特別活動解説編では「集団づくりにおいて、『連帯感』や『所属感』を大切にすあまり、とすれば、教師の期待する生徒像や集団の姿からの逸脱を許容しないことで、過度の同調圧力につながりかねないという問題もあった。」と指摘されている。本教材を扱う際にも注意すべき点であろう。特に村田さんが集団の圧力によってユタ役を引き受けるようなことになることは避けなければならない。

3. 指導過程

1回目

	子どもの活動や教師の発問等	留意点
導 入	「権利」や「義務」という言葉にはどんなイメージがあるか聞いてみる。	
展 開	<p>① から④までの事例について説明する、内容を確認する。 身近な例をもとに考えてきたが、人間はさまざまな権利を手によって、生きることの可能性を広げてきた。教科書にも「人が生きていくためにけんりはとともだいじ」と書かれている。参考3のエクササイズを行うことによって、権利の重要性を考えたい。</p> <p>グループに分かれて、「あなたにとって一番大切だと思う権利はどれですか」というワークショップを行う。</p> <p>各自がダイヤモンドシートを完成させる。それぞれが自分の作ったダイヤモンドシートについて説明する。説明への質問はしてもよいが、批判や否定的な意見は述べない。</p> <p>最後に今日学んだ「権利」とは違って「人間ならだれでも生まれながらにして持っている権利」があるのだけどどんな権利だと思うか、と聞く。もし出てこなければエクササイズの中にないか、と聞いてみる。</p>	<p>わからない箇所があれば、質問してもらう。</p> <p>権利の重要性についての順番は各自の価値観の反映であることに留意する。一人一人が異なった価値観を持っていることに気づく。</p> <p>権利が行使できるためには社会の構成員が他者の権利を尊重することが重要である。</p>
	ワークショップでの話し合いを各自で振り返る。振り返りを記入する。	権利は、何のために保障されているのか、改めて考えてみたい。

2回目

	子どもの活動や教師の発問等	留意点
導 入	<p>前回の授業の内容を確認する</p> <p>教材Bを読む。質問があれば答える。</p> <p>2,3人に感想を聞く。</p>	
展 開	<p>クラスで話し合いをするうえで、クラスの個々のメンバーの権利とは何だろうか。👉例えば「自分に関係あることについて自由に意見を言い、聞いてもらえる権利」など</p> <p>クラスで決まっていることを整理したうえで、全員が合意できるようにするために、どんな知恵を出し合ったらよいか、各班で考える。</p> <p>「学習発表会を成功させるためにクラスのみんなにとって大事なことはなにか」について話し合ってもよい。</p>	<p>発言を聞いてもらえるとは、個人の意思を尊重することであり、村田さんがユタの役を断ることもできるという気づきにつなげたい。</p>

	<p>👉 「学習発表会を成功させる」というのは「ユタと不思議な仲間たち」をスムーズに上演することだけなのか、いろいろな角度から話し合い、吟味したい。</p>	
まとめ	各班で話し合ったことを発表する。	

参考1 話し合いのやり方について

▼話し合いを行うにあたってクラスのメンバーの権利と義務は、例えば「自由に発言し、きちんと聞いてもらえる権利がある」また、「クラスのメンバーが自由に発言することを聞く義務がある。」ということになるだろう。

▼例示されている「あるクラスの話し」では、いくつかの前提がある。

- ①学習発表会では「ユタと不思議な仲間たち」という劇を行う。
- ②メインキャストは10名
- ③メインキャストの練習日は火曜日と金曜日の放課後。
- ④メインキャスト以外も練習日は同じだが、毎回は参加しなくても良い。

▼一方、メインキャストは村田さん以外、だれになるのか、不明である。

そもそも、なぜ劇なのか、なぜ「ユタと不思議な仲間たち」なのかも不明。通常、学習発表会などで出しものを決めるときはみんなで話し合って決めるもの。また出演する者は相当な準備が必要であることをあらかじめ説明すると思うのだが、そういうことはしていないようだ。道徳の教材によくあることだが、教材のねらいに合うように話を作っているように思われる。この話しにはリアリティがあるようでいて実はない、とも言える。話しを前提をそのままにして考えると、村田さんが受けるか受けないか、ということだけに焦点が絞られかねない。

▼つまり、この話し合いには無理がある。メインキャストが10人というのも決定済み。9人はだれがやるのかはきまっているのか、はっきりしない。学習発表会で劇をやるというのは、いつだれが決めたのだろうか。

▼すべて前提にしても練習日は火曜日と金曜日しかないのか。村田さんは金曜日の都合が悪いのである。火曜日と木曜日ならどうなのか。メインキャストに聞いてもいない。

▼「メインキャストがもっと少ない劇はないのか」などと言った話し合いはできないのだろうか。

▼つまりすべてを白紙に戻して話し合いを始めることが良いのではないだろうか。

▼子どもたちがどう感じるのか、自由に話し合えばよいと思う。

参考2 WEB上で見ることのできる「指導案」について

▼「権利」と「義務」のバランスという言葉を使って考えさせようとしている指導案もあるが、現行憲法下（民主主義社会で）で考えるのなら、権利と義務はバランスをとるものではなく、少なくとも権利を保障するための義務があると考えべきであろう。

▼下記のURLではユーチューブで、授業解説を行っている。

<https://www.youtube.com/watch?v=L0aXNjTwaEM>（アクセスは2022/2/15）

この授業解説では、教材Bについておおむね次のように述べている。

① 教材文をどう読んでも、村田さんにメインキャストを引き受ける義務はない。

- ② 集団の圧力で村田さんの権利を否定するようなことは避けなければならない。
- ③ お互いの権利を尊重することが大事だということに持って行くことが必要。
- ④ 村田さんにやる気がないわけではないので、練習日を金曜日以外に設定するなどのアイデアを出させたらどうか。

参考3 エクササイズ「9の権利—あなたはどの権利が一番重要だと思いますか—」（大阪府同和教育研究協議会編『わたし 出会い 発見』をもとに作成）

▼まず①～⑨の権利をみてその権利がどのようなものか、理解しよう。また、その権利がなかったらどうなるか想像してみよう。

- ① きれいな空気を吸う権利
- ② 遊べる（休養する）時間を持つ権利
- ③ 毎年旅行して、休暇を楽しむ権利
- ④ みなと異なっていることを認められる権利
- ⑤ 正直な意見を言い、それを聞いてもらえる権利
- ⑥ いじめられたり、命令されたり、服従させられたりしない権利
- ⑦ 私だけの部屋を持つ権利
- ⑧ 毎日十分な食料と水を得る権利
- ⑨ 愛し、愛される権利

▼それぞれがどのような権利なのか、理解しよう。わからないことがあったら質問しよう。

▼各自で、9つの権利を大切だと思う順番にダイヤモンドシートに並べてみよう。

▼グループで一番重要だと思った権利について話し合ってみよう。

▼生きていくうえで、これだけの権利は絶対に必要だと思ったところに線を引いてみよう。

<ダイヤモンドシート>

1			
2			3
4	5	6	
7		8	
9			